

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済



Be a Great Small. 中小機構

小規模共済

検索

守ってね!最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも自分の最低賃金をちゃんと調べようね

岡山県 最低賃金

令和2年 10月3日から [時間額]

834円

1円UP

厚生労働省

2021年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が適用されます! 正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者)の間で不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働けることができるよう、パートタイム労働法が改正され、パートタイム・有期雇用労働法や同一労働同一賃金ガイドライン(指針)が施行されています。中小企業の皆さまも2021年4月から適用されます。自社の取り組みを確認しましょう!

《改正の主なポイント》

- 1. 不合理な待遇差の禁止**
同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドラインにおいて、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示しています。
- 2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化**
事業主は、非正規社員から「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、説明を求められ場合は、説明をしなければなりません。

問合せ先 岡山労働局雇用環境・均等室 (電話086-225-2017)
厚生労働省HP「同一労働同一賃金特集ページ」「パート・有期ポータルサイト」で検索!

あけましておめでとうございます。本年も何卒よろしくお願いいたします。

昨年、コロナウイルス感染症の拡大で様々なイベントや行事が中止や延期になる中、我々青年部も何か出来ないかと思いついた地域清掃活動を実施いたしました。これから先不安が多々ありますが元気に活力ある鏡野町を目指して頑張っていきたいと思いますのでご指導をお願いいたします。

会員の皆様方が一日でも早く普段通りの日常生活が送れる事を期待しております。

(情報化委員 商工会青年部長 植木卓)

編集後記

令和2年12月18日現在

地区	会員数
鏡野地区	230
奥津地区	61
上齋原地区	17
富地区	14
合計	322

商工会員数